

大阪市条例第18号

大阪市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

大阪市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成8年大阪市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(報告)</p> <p>第10条 市長は、<u>法第38条の2第2項</u>に規定する精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状及び同項に規定する厚生労働省令で定める事項について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日を期限として報告を求めなければならない。</p> <p>(1) 法第21条第1項の規定による入院の日（以下「入院日」という。）から1年以上同項の規定による入院を継続している者に係る事項 入院を継続している期間が入院日から1年を経過するごとに当該1年を経過した日の属する月の翌月（当該1年を経過した日の属する月の翌月以降の月に当該精神科病院の管理者が<u>法第38条の2第2項</u>に規定する精神科病院の管理者に該当することとなったとき</p> <p>あつては、当該該当することとなった月の翌月）の末日</p> <p>(2) 入院日から起算して6月を経過するまでの間に法第36条第3項に規定する行動</p>	<p>(報告)</p> <p>第10条 市長は、<u>法第38条の2第3項</u>に規定する精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状及び同項に規定する厚生労働省令で定める事項について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日を期限として報告を求めなければならない。</p> <p>(1) 法第21条第1項の規定による入院の日（以下「入院日」という。）から1年以上同項の規定による入院を継続している者に係る事項 入院を継続している期間が入院日から1年を経過するごとに当該1年を経過した日の属する月の翌月（当該1年を経過した日の属する月の翌月以降の月に当該精神科病院の管理者が<u>法第38条の2第3項</u>に規定する精神科病院の管理者に該当することとなったとき</p> <p>あつては、当該該当することとなった月の翌月）の末日</p> <p>(2) 入院日から起算して6月を経過するまでの間に法第36条第3項に規定する行動</p>

の制限を受けた者又は夜間以外の時間帯に当該入院中の精神科病院から自由に外出することを制限された者（前号に該当する者を除く。）に係る事項 入院日から起算して6月を経過した日の属する月（当該6月を経過した日の属する月の翌月以降の月に精神科病院の管理者が法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなったとき）あっては、当該該当することとなった月の翌月）の末日

の制限を受けた者又は夜間以外の時間帯に当該入院中の精神科病院から自由に外出することを制限された者（前号に該当する者を除く。）に係る事項 入院日から起算して6月を経過した日の属する月（当該6月を経過した日の属する月の翌月以降の月に精神科病院の管理者が法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなったとき）あっては、当該該当することとなった月の翌月）の末日

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。